

議案第1号 宇都宮都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（宇都宮都市計画区域マスタープラン）の決定（栃木県決定）

1. 付議の理由

栃木県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「都市計画区域マスタープラン」）の都市計画を決定するにあたり、都市計画法18条により関係する市町への意見照会があったことから、審議会の意見を伺うため付議するもの。

2. 「都市計画区域マスタープラン」とは

■モータリゼーションの進展や少子高齢化などの社会情勢の変化を背景に、都市が郊外に広がるという都市化社会から安定・成熟した都市型社会へ変化していることなどに対応するため、平成12年に都市計画法が改正され、設けられた制度である。

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）
 第六条の二 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

■都市計画区域ごとの都市計画の基本的な方向性を示すもので、県が策定するもの。

■定める内容（法第六条の二）

- ・都市計画の目標
 （目標年次、都市づくりの基本理念、市街地像 等）
- ・区域区分（線引き）決定の有無及び区域区分を定める際の方針
- ・主要な都市計画の方針
 （土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業 等）

3. 県内における「都市計画区域マスタープラン」について

本県においては、平成16年4月に現在の「都市計画区域マスタープラン」を策定した。

- ・線引き都市計画区域：3区域 23市町
- ・非線引き都市計画区域：21区域 21市町

栃木県都市計画区域図
 （平成23年7月1日現在）



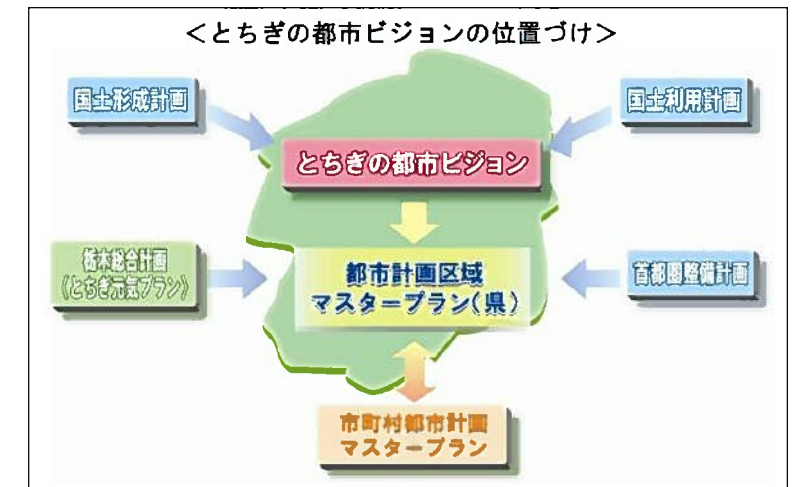
4. 見直し・改定について

昨今の少子高齢化の更なる進展、環境問題への対応等、都市を取り巻く状況が大きく変化していることから現行の「都市計画区域マスタープラン」の見直し策定を行うものである。

- ・線引き都市計画区域：3区域（宇都宮、小山栃木、足利佐野）
- ・非線引き都市計画区域：15区域（上河内、大田原、矢板、那須 ほか）
 （左図参照）

5. 策定方針・位置付け等について

- ・「都市計画区域マスタープラン」は、県が策定するものであるが、策定に当たり、都市計画の専門家や、市町の意見を聴き、栃木県全体の考え方を示した「栃木県都市計画区域マスタープラン 策定基本方針（平成21年11月）」を定めた上で策定している。
- ・「とちぎの都市ビジョン（平成21年11月）」を踏まえて策定している。



6. とちぎの都市づくりと見直しの方向性

■都市づくりの方向性の概要

- ・既存の社会基盤の活用と効率的な財政投資による都市づくり
- ・公共交通ネットワーク構築による各地域の連携を図った都市づくり
- ・歴史・文化等生かした魅力ある都市づくり
- ・良好な景観に恵まれた自然環境と共生した都市づくり

■「とちぎの都市ビジョン」で示された“拡大成長型の都市づくりから、持続可能な都市づくり（集約型都市づくり）への転換”の方針に沿って区域の特性に合った考え方・取り組みを整理



宇都宮都市計画区域マスタープラン（H16.4 栃木県策定）

○都市計画の目標

(1)目標年次 平成22年
都市計画区域 宇都宮市、鹿沼市、真岡市、河内町、高根沢町、壬生町、石橋町、上三川町、二宮町、芳賀町
都市計画区域内人口 約777,800人

(2)基本理念

- ・県を代表する広域拠点機能の強化
- ・広域連携軸を生かしたまちづくり
- ・公共交通ネットワークを生かした総合的な交通体系の構築
- ・コンパクトで機能的な生活空間の構築
- ・良好な営農環境との調和

(3)地域ごとの市街地像

- ・中心都市圏として、広域的な都市拠点の形成を目指すとともに、自然環境や歴史・文化遺産を保全活用した良好な市街地構造の構築。
- ・広域連携軸などのネットワークにより構成された都市構造の形成。

○区域区分の有無
区域区分を定める。

- ・都市の成長性が高く、人口増加による市街地拡大の可能性が高い。
- ・栃木県を代表する高次都市機能が集積する中心拠点を強化し、良好な市街地環境を図る。

○主要な都市計画の決定の方針

(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・宇都宮環状道路の範囲内やJ R 岡本駅周辺台地、奈坪地区、白沢地区などに住宅地の配置。
- ・J R 宇都宮駅周辺及び大通り周辺に都市的商業地・業務地の配置。
- ・J R 雀宮駅、東武南宇都宮駅、江曾島駅、西川田駅、J R 岡本駅周辺に日常的商業地を配置。
- ・宇都宮テクノポリスセンターにおいて、複合的な土地利用を想定した工業地の配置。
- ・中心部における市街地再開発事業等を活用した高度利用、高密度利用の促進。
- ・八幡山、鶴田沼周辺の緑の維持・保全。

(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

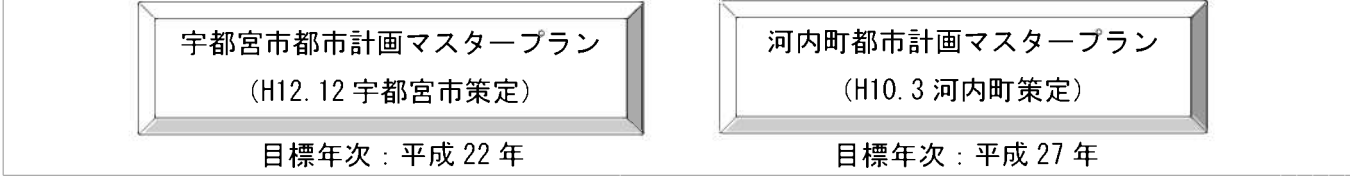
- ・環状道路の整備拡充、少子高齢化への対応。
- ・自転車ネットワークの構築
- ・J R 宇都宮駅東口駅前広場の整備。

(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・土地区画整理事業の導入、土地の高度利用を進め、都市防災機能の向上。

(4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- ・宇都宮環状道路沿いの樹林地の確保、開発の際には緑地の確保。



宇都宮都市計画区域マスタープラン（H23.10 栃木県策定予定）

○都市計画の目標

(1)目標年次 平成27年
都市計画区域 宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、上三川町、芳賀町、壬生町、高根沢町
都市計画区域内人口 約798,800人

(2)基本理念

- ・地域特性を生かした集約型都市づくり
- ・東京圏への近接性、広域交通網を生かした都市づくり
- ・広域公共交通ネットワークを生かした総合的な交通体系の構築
- ・環境に配慮した都市づくり
- ・歴史・文化等を生かした魅力ある都市づくり

(3)本区域の将来都市構造

- ・都市間及び区域内連携軸と公共交通によりネットワークされた「集約型都市構造(コンパクトシティ)」

(4)地域ごとの市街地像

- ・栃木県の中心都市圏として広域的な都市拠点の形成を目指すとともに、自然環境や歴史・文化などの地域資源を保全・活用した良好な市街地構造の構築。

○区域区分の有無
区域区分を定める。

- ・東京圏を中心に人口や産業の流入が期待され、市街地規模の拡大の可能性が高い。
- ・栃木県の発展の中心的役割を担う区域であることから、計画的な土地利用の誘導を図る。
- ・郊外部において、保全すべき優良農地や自然環境への市街化圧力の懸念。

○主要な都市計画の決定の方針

(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・宇都宮環状道路周辺及びその内側やJ R 岡本駅周辺、奈坪地区、白沢地区などに住宅地の配置。
- ・J R 宇都宮駅・東武宇都宮駅周辺及び大通り周辺に都市的商業地の配置。
- ・J R 雀宮駅、J R 岡本駅、東武南宇都宮駅、江曾島駅、西川田駅周辺に日常的商業地を配置。
- ・J R 宇都宮駅周辺及び大通り周辺に都市的業務地の配置。
- ・宇都宮テクノポリスセンターにおいて、複合的な土地利用を想定した工業地の配置。
- ・中心部における市街地再開発事業等を活用した高度利用、高密度利用の促進。
- ・八幡山、鶴田沼周辺の緑の維持・保全。

(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・環状道路の整備拡充、環境負荷の低減や人口減少・超高齢社会への対応。
- ・自転車ネットワークの構築
- ・J R 雀宮駅西口駅前広場、J R 岡本駅西口駅前広場の整備。

(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・土地区画整理事業の導入、土地の高度利用を進め、都市防災機能の向上。

(4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- ・宇都宮環状道路沿いの樹林地の確保、開発の際には緑地の確保。

